



前回の条例劇場 ご好評につき 第2弾です。
今回は、小学校の授業参観日での1シーン。
娘にせがまれ 仕方なく(?!)仕事を休んで
参加したお父さんの場合を取り上げて、
条例との関わりを、考えてみましょう。
今回も、もちろん ご案内役は、水引名物
らっきょくんです。



✧ 結婚披露宴スライド上映 ✧



(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。